

岡山県産学連携スタート補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県産学連携スタート補助金(以下「補助金」という。)の交付については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、岡山県内(以下「県内」という。)の産業振興のため、県内中小企業が産学連携の第一歩を踏み出すために、大学等との共同研究に必要な経費の一部を補助することにより、県内中小企業の技術力及び企画提案力を向上させ、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、県内に本社もしくは事業所等を置き、補助金交付申請日以前の20年間に、大学等との有償の共同研究の実績がない事業者(以下「補助事業者」という。)とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

一 県税及び手数料を滞納している者

二 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

三 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

四 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付対象事業の内容等)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容等は別表のとおりとし、知事が必要かつ適当と認めたものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、補助事業としない。

一 国、県又は市町村から補助金又はこれに類するものを受けている事業

二 他の公的機関から共同研究に要する経費の補助を受けている事業

三 共同研究に技術開発に関する内容が含まれていない事業

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事へ提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知の内容又はこれに付された条件に

対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して 20 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第 3 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更する軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(補助事業の廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業廃止承認申請書(様式第 4 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(現地調査等)

第 11 条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の進捗について現地調査等を行うことができるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は、補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第 5 号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、第 10 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 10 日を経過した日又は補助金交付決定年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求等)

第 15 条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払(精算払)請求書(様式第 7 号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 16 条 知事は、第 10 条の規定による補助事業の廃止の申請があった場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還が期限内になされない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(財産の処分及び管理)

第 17 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に掲げる耐用年数を経過する日以前に処分（事業の用途以外の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加に係る価格が 50 万円未満のものは、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより、当該補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、著作物の創作等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間に出願し、登録し若しくは取得し、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定（以下「取得等」という。）したときは、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得届出書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

（成果の発表及び普及）

第 19 条 補助事業者は、知事はその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

（証拠書類の保存）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（雑則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助事業の内容	新技術開発、新製品開発又は既存技術・製品・サービスの高度化、生産プロセスの改善等のテーマに関する大学等との共同研究
研究実施場所	県内で行うこと。複数ある場合、そのうち一つは、必ず県内であること。
補助限度額	500千円
事業期間	交付決定日から、交付決定日が属する会計年度の2月末日まで

補 助 率	補助対象経費の1/2以内 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額
補助対象経費	共同研究費（大学等との共同研究契約に基づき当該大学等に支払う共同研究費） ※大学等に現物支給する場合の消耗品費等は含まない。 ※消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）、振込手数料は含まない。